第3 提案募集に係る手続き等に関する事項

1 1次募集のスケジュール

①募集要項の公表、配布 平成 25 年 10 月 11 日~11 月 11 日

②参加資格確認申請書類の受付 平成 25 年 10 月 18 日~11 月 11 日

③第1回質問の受付 平成25年 10月18日~10月23日

④第1回質問への回答の公表(1) 平成25年 11月 6日

⑤参加資格審査結果の通知 平成 25 年 11 月 20 日

⑥第1回質問への回答の公表(2) 平成25年 11月 下旬

⑦第2回質問の受付 平成25年 11月22日~11月25日

⑧第2回質問への回答の公表 平成25年 12月 上旬

⑨提案書の受付 平成 25 年 12 月 18 日~12 月 25 日

⑩優秀提案者への通知 平成 26 年 3月 下旬(予定)

※各項目の〇数字は下記各表題の文末(〇)と対応

2 募集要項の公表、配布(①)

本要項は、以下のとおり配布する。また、大阪市都市計画局のホームページからも 入手できる。なお、要項配布時の質問は受け付けない。

- (1)配布期間:平成25年10月11日(金)~11月11日(月)
- (2)配布時間:午前10時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで(土・日曜日、祝日は配布しない。)
- (3)配布場所:大阪市都市計画局企画振興部うめきた整備担当(大阪市役所 7 階)

3 提出様式

「うめきた2期区域開発に関する民間提案募集 募集要項 別添資料」(以下、「別添資料」という。)のとおり。大阪市都市計画局のホームページから入手できる。

4 参加資格確認申請書類の受付(②)

応募者は、参加資格を有することを明らかにするために、別添資料「参加資格確認申請時必要書類一覧表」に示す書類一式を以下のとおり提出すること。

- (1)受付期間:平成25年10月18日(金)~11月11日(月)午後5時必着
- (2)提出方法:持参または郵送によるものとし、FAXまたは電子メールによるものは不可とする。持参する場合は、前日までに事務局にその日時を連絡の上、直接持参のこと。持参の場合の受付時間は、午前10時から正午まで、及び午後1時から午後5時までとし、土・日曜日、祝日は受付しない。郵送の場合は、受付締切日の午後5時必着での書留郵便によるものとする。
- (3)提出先:「第5 3 資料の提出先及び問い合わせ先」のとおり。

5 第1回質問の受付(③)及びそれに対する回答の公表(④、⑥)

本要項及び別添資料の記載内容に関して、質問回答を以下のとおり行う。

(1)受付期間:平成25年10月18日(金)~10月23日(水)午後5時必着

- (2)提出方法:質問の内容を簡潔にまとめ、別添資料「募集要項等に関する質問書」に記入の上、電子メールでのファイル添付、もしくはCD-Rの郵送 (印刷物も添付)にて提出すること。郵送の場合は、受付締切日の午後5時必着での書留郵便によるものとする。なお、電子メールで提出する場合は、その着信確認は、送信者の責任において行うこと。(ファイル形式はMicrosoft Word とする)
- (3)回答方法:質問及びそれに対する回答のうち、参加資格に関するものについては 平成25年11月6日(水)までに、大阪市都市計画局のホームページに 掲載することにより行う。それ以外のものについては、11月20日以 降に大阪市都市計画局のホームページに掲載するとともに、次項「6 参加資格審査結果の通知」において募集に参加する資格があるとされ た者にその旨を通知する。なお、事務局が掲載に供することが適切で ないと判断した質問事項については、この限りではない。
- (4)提出先:「第5 3 資料の提出先及び問い合わせ先」のとおり。

6 参加資格審査結果の通知(⑤)

事務局は、参加資格確認申請を行った者(グループの場合は代表法人)に対して、 平成25年11月20日(水)に参加資格審査結果を通知する書面を発送する。この募集 に参加する資格があるとされた者(以下、「募集参加有資格者」という。)には、併せ て受付番号を通知する。

なお、参加資格要件を満たさないと判断された応募者は、この時点で失格となる。

7 第2回質問の受付(⑦)及びそれに対する回答の公表(⑧)

本要項及び別添資料の記載内容に関して、質問回答を以下のとおり行う。質問は募 集参加有資格者からのみ受け付ける。

- (1)受付期間:平成25年11月22日(金)~11月25日(月)午後5時必着
- (2)提出方法:5(2)と同様。
- (3)回答方法:質問及びそれに対する回答は、平成25年12月上旬に大阪市都市計画局のホームページに掲載するとともに、「6参加資格審査結果の通知」において募集に参加する資格があるとされた者にその旨を通知する。なお、事務局が掲載に供することが適切でないと判断した質問事項については、この限りではない。
- (4)提出先:「第5 3 資料の提出先及び問い合わせ先」のとおり。

8 提案書の受付(9)

募集参加有資格者は、別添資料「提案時必要書類一覧表」に示す書類一式を以下の とおり提出すること。

- (1)受付期間:平成25年12月18日(水)~12月25日(水)午後5時必着
- (2)提出方法:4(2)と同様。
- (3)提出先:「第5 3 資料の提出先及び問い合わせ先」のとおり。

9 優秀提案者への通知(⑩)

事務局は、優秀提案者となった応募者(グループの場合は代表法人)に対して、平成26年3月下旬(予定)に書面によりその旨を通知する。

10 応募の辞退

参加資格確認申請書類を提出した応募者で、応募を辞退する場合は、別添資料「辞退届」に記入の上、提案受付の締切日までに提出すること。提出方法は、4(2)と同様とし、提出先は「第53資料の提出先及び問い合わせ先」のとおりとする。

11 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- (1)参加資格のない者、又は参加資格審査結果の合格通知を受理しなかった者による 応募
- (2)参加資格がないことが、後で判明した者による応募
- (3)参加資格確認基準日から提案書類の提出までに不渡手形又は不渡小切手を出した事業者が行った応募
- (4)「参加資格確認申請書」に記載された応募グループの代表法人以外の者が行った 応募
- (5)委任状を提出しない代理人が行った応募
- (6)「参加資格確認申請書」その他の一切の提出書類に虚偽の記載をした者が行った 応募
- (7)住所、氏名、押印、その他応募要件を認定しがたい応募
- (8)誤字又は脱字等により意思表示が不明確である応募
- (9)同一事項の応募について他の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者が行った応募
- (10) 個別に審査会の委員と接触を持った者が行った応募
- (11)第三者の著作権、その他の知的財産権に抵触する内容を含んだ応募
- (12) その他本要項等において示した条件等応募に関する条件に違反した応募

12 応募者の複数提案の禁止

応募者は1つの提案しか行うことはできない。

13 提出書類の変更禁止

提出書類の変更、差し替え若しくは再提出の申し出は受け付けない。